

新型コロナウイルス感染症対策 外出自粛要請の期間延長（5月7日から5月15日まで）
について

新型コロナウイルス感染症対策に関し、政府対策本部長は、令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項の規定に基づき同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長しました。

これを受けて、5月5日に長野県は、新型コロナウイルス感染症対策長野県対策本部会議で、既の実施してきた法第45条第1項に基づく外出自粛要請を5月7日から5月15日まで延長することを決定しました。

については、当該外出自粛要請について、会員の皆様に周知いたします。

- 1 「徹底した外出自粛の要請」、「県域をまたいだ移動自粛の要請」が継続されます。（特措法第45条第1項）

○ 徹底した外出自粛の要請

人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き外出しないことを県民及び県内に滞在している方に要請する。

（生活の維持に必要な場合）

医療機関への通院、食料等生活必需品の購入、事業の継続に必要な最小限度での職場への通勤、健康の維持に必要な散歩等

○ 県域をまたいだ移動自粛の要請

県域をまたいで移動することは、基本的に行わないよう要請する。

- 2 あわせて「人との接触機会の最小化」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「換気の徹底」などのいわゆる「新しい生活様式」を実践する取組を進めること、及びこの取組は5月16日以降も引き続き行っていく必要があります。

- 3 なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、緊急事態措置の内容を見直す場合があります。